**税の申告　所得税と市県民税の申告相談を受け付けます**

　　令和2年1月1日現在、大崎市に住所がある人で申告が必要な人が対象です。

問い合わせ　税務課市民税担当　23-2148

　　　　　　 各総合支所市民福祉課税務担当

　　 　　　　松　山　55-2114　三本木　52-2113

　　 　　　　鹿島台　56-7114　岩出山　72-1212

　 　　　　　鳴　子　82-2019　田　尻　39-1114

**開催期間**

**2月10日～3月16日**

※会場ごとに開催期間が異なります。詳しくは14・15ページで申告日程を確認してください。

**申告会場に持参するもの**

1.マイナンバーカード（個人番号カード）

　マイナンバーカードを持っていない人は、①申告者本人のマイナンバーが確認できる書類（通知カードやマイナンバー記載の住民票）と②身元確認書類（運転免許証など）が必要です。

2.印鑑（インク浸透印は不可）

3.本人名義の預金通帳口座番号

4.所得の申告・控除に必要な書類（13ページ参照）

**申告の必要がない人**

1.1カ所からの給与収入（2,000万円以下）のみで、年末調整が済んでおり、各種控除の追加または変更を行わない人

2. 公的年金などの収入（400万円以下）のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除に追加または変更を行わない人

3. 収入がない人

※ ただし、各種証明書や児童扶養手当受給などの申請手続きで市県民税の申告が必要となる場合があります。

※ 税務署や国税電子申告（e-Tax）で所得税の申告を行う人は、あらためて市役所で申告を行う必要はありません。

**郵送による申告**

申告期間中であれば、申告書を郵送で提出することができます。

受付期間　3月16日まで（当日消印有効）

必要書類　申告書、マイナンバーが確認できる書類の写し、身元確認書類（運転免許証など）の写し、申告する所得および各種控除を受けるために必要な書類（13ページ参照）

※不明な点について、所得税の申告は古川税務署（22-1711）へ、市県民税の申告は市役所税務課（23-2148）へ問い合わせてください。

■所得税の申告書入手先

国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp/）または、古川税務署

郵送先　〒989-6117 大崎市古川旭六丁目2-15 古川税務署 あて

■市県民税の申告書入手・配布先

大崎市ウェブサイト内「市民税・県民税申告書様式」(http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/21,889,91,200,html)または、税務課市民税担当、各総合支所市民福祉課税務担当

郵送先　〒989-6188 大崎市古川七日町1-1 大崎市役所税務課 あて

**所得の申告に必要な書類**

■会社に勤めている人や公的年金を受給している人

▼源泉徴収票など（源泉徴収票がない場合は、申告が受けられない場合があります。）

■営業所得・農業所得・不動産所得がある人

共通　収支内訳書または収支計算書（各種帳簿、領収書などをもとにまとめたもの）

営業所得　報酬、料金、契約金、賃金の支払調書

不動産所得　貸与先と賃借料の明細書、不動産の使用料等支払調書

農業所得　家畜などを出荷（販売）した証明書、各種交付金に関する証明書、経営所得安定対策に係る交付決定通知書

■その他所得がある人

▼満期返戻金などの支払調書（一時所得）

▼個人年金支払証明書やシルバー人材センター発行の配分金支払証明書（雑所得）

▼土地、建物の売買契約書や不動産などの譲り受けの対価の支払調書（譲渡所得）

▼その他、平成31年（令和元年）中に得た収入額がわかる書類

**円滑な申告を行うために事前準備をお願いします**

1. 営業所得・不動産所得・農業所得を申告する場合は、事前に収支内訳書を作成してください。収支内訳書の用紙と記入例を、税務課、各総合支所市民福祉課税務担当で配布しています。また、医療費控除を受けるための領収書は、事前に集計を行ってください。

　会場の混雑緩和のため、収支内訳書の作成や医療費控除の領収書の集計を済ませていない場合は、集計後に受け付けを行います。

2.青色申告を行う人、株式の譲渡や配当所得がある人（所得税と市県民税で異なる課税方式を選択する場合を除く）は、古川税務署（22-1711）に申告してください。

**各種控除を受けるために必要な書類**

■雑損控除

▼被害を受けた資産の取得時期、取得価額のわかるもの

▼被害を受けた資産の修繕費、取り壊し費用、除去費用　などのわかるもの

▼被害を受けた資産について受け取る保険金などの金　額のわかるもの

▼市町村から交付された「り災証明書」

■雑損失の繰越控除

▼前年の申告書の写しと損失額の計算書

■医療費控除

▼医療費控除の明細書または医療保険者などからの医　療費通知書、医療費の領収書など

▼生命保険や高額療養費などで補てんされた金額がわ　かる書類

▼セルフメディケーション税制を選択する場合は、その　取り組み内容が確認できる書類

※医療費通知は、申告時期までに1年分の医療費を把握　できない場合があります。その場合、不足分は領収書の　金額を合算、もしくは領収書のみで集計してください。

※領収書の提示（提出）による申告は平成31年（令和元　年）分までの経過措置となります。

■社会保険料控除

▼各種保険料（税）領収書や控除証明書

■障害者控除

▼障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障　害者控除対象者認定書など

■生命・地震保険料控除

▼保険会社などからの各種控除証明書

■寄附金控除

▼都道府県や市町村などへ寄附した際の領収書、証明書

■住宅借入金等特別控除

▼1年目の人…家屋の登記事項証明書（原本）、工事請負　または売買契約書（写）、借入金の年末残高証明書など

※敷地の購入に関する借入金がある場合、別に添付書類　が必要です。

▼2年目以降の人…借入金の年末残高等証明書および　住宅借入金等特別控除申告書

**雑損控除などに係る申告書作成説明会を開催します**

　台風19号災害で被災された人を対象に、雑損控除などの計算明細書の作成支援や、確定申告が可能な場合は、会場で受け付けを行います。各会場の対象となる人には、個別に通知しますので、該当する日程に来場してください。

　詳しくは、古川税務署、または市役所税務課へお問い合わせください。

■持ち物

①雑損控除に必要な書類　②平成31年（令和元年）分の所得金額や所得控除のわかるもの　③金融機関名および口座番号のわかるもの（所得税還付の場合）

■古川会場（大崎市役所東庁舎5階大会議室）

日時　1月24日　10時～17時（受付は9時30分～15時30分）　※松山・鹿島台以外の地域が対象です。

■鹿島台会場（鹿島台総合支所2階会議室）

|  |  |
| --- | --- |
| 期日 | 対象地区（松山・鹿島台地域） |
| 1月31日 | 鈴掛、姥ヶ沢、東平渡、内ノ浦 |
| 2月3日 | 上志田 |
| 2月4日 | 下志田 |
| 2月5日 | 松山・鹿島台全地域 |

時間　10時～17時（受付は9時30分～15時30分）

**申告日程**

申告相談の終了日が近くなると、会場が大変込み合い、待ち時間も長くなります。早めの申告相談に協力をお願いします。

**時間**　※各会場とも共通

午前の部　受付時間：8時30分～11時、相談開始：9時～

午後の部　受付時間：11時～16時、相談開始：13時～

古川地域

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会場 | 日時 | | 対象行政区 |
|  | 2月14日 | 午前 | 矢目、北引田、南引田、堀込、猪狩、中沢、柳原、北谷地 |
| 午後 | 堤根、古川新田、飯川上、飯川下、渋井 |
| 2月17日 | 午前 | 成田、向三丁目、大崎北、大崎中、新田南 |
| 午後 | 三丁目、大崎南、新田西、新田東 |
| 2月18日 | 午前 | 新田中、大西、新堀、耳取、柏崎、氷室 |
| 午後 | 上中目、西古川駅前、斎下、保柳、荒田目 |
| 2月19日 | 午前 | 休塚西、休塚東、狐塚、馬放、長岡針、渕尻 |
| 午後 | 富長西、富長東、上埣、馬櫛、下谷地 |
| 2月20日 | 午前 | 桜ノ目下、桜ノ目上、桜ノ目北、川熊南、川熊北 |
| 午後 | 小林下、小林上、宮沢南、宮沢中、宮沢北 |
| 2月21日 | 午前 | 北宮沢表、北宮沢裏、元清滝 |
| 午後 | 雨生沢、下清水沢、上清水沢 |
| 2月25日 | 午前 | 小野第一、小野第二、沢田下 |
| 午後 | 小野第三、小野第四、小野第五、沢田上 |
| 2月26日 | 午前 | 楡木、下中目一、師山 |
| 午後 | 下中目二、石森、宮内 |
| 2月27日 | 午前 | 荒谷第一、荒谷第二、荒谷第三、荒谷第四 |
| 午後 | 長岡、境野宮、深沼、桑針、古川谷地中 |
| 2月28日 | 午前 | 稲葉東一、稲葉東二、稲葉東三 |
| 午後 | 大幡南、大幡東、大幡西、駅南団地、福沼一、福沼二、福沼三 |
| 3月1日・  2日 | 午前・午後 | 荒川小金丁、十日町、七日町、前田町、北町北一、北町北二 |
| 午前 | 北町南、北町中、浦町西、浦町東、稲葉中 |
|  | 午後 | 古川地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 3月3日 | 午前 | 稲葉西、西荒井上、諏訪西、諏訪中、諏訪東 |
| 午後 | 西荒井北、西荒井南、米袋 |
| 3月4日 | 午前 | 南町北、南町南、南町西、古川南新町、畑中北一、畑中北二、畑中南 |
| 午後 | 栄町、稲葉北一、稲葉北二、稲葉南、古川駅前 |
| 3月5日 | 午前 | 塚目南、塚目北、川端、鶴ヶ埣 |
| 午後 | 穂波、小泉、宮袋、若葉 |
| 3月6日 | 午前 | 江合本町、江合寿町、江合錦町 |
| 午後 | 中里南第一、中里南第二、中里南第三 |
| 3月9日 | 午前 | 千手寺町、古川横町、三日町北、三日町南、東町 |
| 午後 | 新稲葉、古川台町、西館東、西館中、竹ノ内、二ノ構 |
| 3月10日 | 午前 | 神田、李埣東、蓑口沼 |
| 午後 | 上古川、馬寄、中里中、中里北 |
| 3月11日 | 午前 | 福浦一、福浦二、福浦三、米倉北、米倉南 |
| 午後 | 城西、大江向、李埣西一、李埣西二 |
| 12日・13日・16日 | 午前・午後 | 大崎市内全地域　※15日の受付は15時まで |

松山地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会場 | 期日 | 対象行政区 |
|  | 2月10日 | 入町、松山横町、町、茶釜台、金ケ崎 |
| 2月12日 | 上野、広岡 |
| 2月13日 | 文化丁、松山台町、新丁、金谷 |
| 2月14日 | 竹の花、山王 |
| 2月16日 | 松山地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 2月17日 | 松山駅前、長尾 |
| 2月18日 | 駅前二、駅前中、松山新田 |
| 2月19日 | 野田、須摩屋 |
| 2月20日 | 次橋、鍋田、境、上志引、松山中谷地、下志引、花ケ崎、下沢、太夫沢 |

三本木地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会場 | 期日 | 対象行政区 |
|  | 2月10日 | 三本木新町 |
| 2月12日 | 三本木南新町、混内山 |
| 2月13日 | 三本木南町、伊賀 |
| 2月14日 | 三本木北町、仲町 |
| 2月16日 | 三本木地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 2月17日 | 斉田、音無、坂本、蟻ケ袋 |
| 2月18日 | 南谷地、桑折 |
| 2月19日 | 秋田、上伊場野、蒜袋、多田川 |
| 2月20日 | 高柳、門梨、鉄炮町、川井、上沢 |
| 2月21日 | 上沖、下沖、三本木中谷地、上宿、下宿 |

鹿島台地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会場 | 期日 | 対象行政区 |
|  | 2月25日 | 出町、元鹿島台 |
| 2月26日 | 深谷、御屋敷 |
| 2月27日 | 本地、小迫、鹿島台岩渕 |
| 2月28日 | 竹谷、広長、鹿島台長根 |
| 3月1日 | 鹿島台地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 3月2日 | 鈴掛、姥ケ沢 |
| 3月3日 | 内ノ浦、鹿島台山谷 |
| 3月4日 | 大迫新田、大迫 |
| 3月5日 | 渕花、上志田 |
| 3月6日 | 下志田、砂子沢 |
| 3月9日 | 鹿島台駅前、福芦団地、福芦住宅 |
| 3月10日 | 三ツ屋・上地、鎌巻 |
| 3月11日 | 山船越、里船越 |
| 3月12日 | 鹿島台大沢、上平渡 |
| 3月13日 | 杉ケ崎、北平渡 |
| 3月16日 | 東平渡 ※16日の受付は15時まで |

岩出山地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会場 | 期日 | 対象行政区 |
|  | 2月21日 | 東昌寺沢、通丁 |
| 2月25日 | 菅生、大学町 |
| 2月26日 | 浦北、下野目八幡 |
| 2月27日 | 川原町、川北 |
| 2月28日 | 沖、大保 |
| 3月1日 | 岩出山地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 3月2日 | 上馬館、大坪、池月中央 |
| 3月3日 | 新橋、白鳥 |
| 3月4日 | 浦南、中里 |
| 3月5日 | 要害、轟 |
| 3月6日 | 下馬館、鵙目、天王寺 |
| 3月9日 | 小倉、小坪、東川原町 |
| 3月10日 | 一の坪、岩出山南町 |
| 3月11日 | 上宮、宿、馬主 |
| 3月12日 | 上野目山谷、岩出山北町、薬師 |
| 3月13日 | 小松川、下宮 |
| 3月16日 | 黄金田、根岸 ※16日の受付は15時まで |

鳴子温泉地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会場 | 期日 | 対象行政区 |
|  | 2月10日 | 川東、小向 |
| 2月12日 | 田野、蟹沢 |
| 2月13日 | 原、中川原 |
| 2月14日 | 軍沢、寒湯、岩入西、岩入東 |
| 2月16日 | 鳴子温泉地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 2月17日 | 上野々、湯元、上鳴子、新屋敷 |
| 2月18日 | 車湯、鳴子岩渕、東鳴子 |
| 2月19日 | 中山西、中山東、中野 |
| 2月20日 | 石ノ梅、沢、川渡 |
| 2月21日 | 上川原、鍛冶谷沢、黒崎 |
| 2月25日 | 南野際、上原、小身川原 |
| 2月26日 | 北野際、向山 |

田尻地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会場 | 期日 | 対象行政区 |
|  | 2月27日 | 田町、仲荒町、横町河岸前、大杉 |
| 2月28日 | 元町、北小松、南小松、中目 |
| 3月1日 | 田尻地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 3月2日 | 大嶺、大嶺三、田尻八幡、沼木諏訪峠 |
| 3月3日 | 田尻新町、北牧目、桜田 |
| 3月4日 | 通木、木戸、葉山上北山 |
| 3月5日 | 富岡、下高野、田尻谷地中 |
| 3月6日 | 百塚上高野、沼部峯崎、若林 |
| 3月9日 | 貝ノ堀、北小塩、中南小塩 |
| 3月10日 | 百々荒柳、田尻大沢、北小牛田上、北小牛田下 |
| 3月11日 | 北又、上南曲田、宿・鹿飼 |
| 3月12日 | 新田ノ目、田尻長根、小沢 |
| 3月13日 | 舞岳、伸萠、長沢 |
| 3月16日 | 中沢目、北長根 ※16日の受付は15時まで |